

# 山梨県公報

号外第六十一号

平成二十七年

九月三十日

水曜日

## 目次

### 規 則

- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………九
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………九

## 規 則

### 山梨県規則第三十九号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四号様式、第四号様式の二及び第五号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法若しくは障害厚生年金」を「障害厚生年金」に改める。

第七号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」を「遺族厚生年金」に改める。

第十四号様式の二、第十五号様式、第十六号様式、第十九号様式、第二十一号様式、

第二十二号様式及び第二十三号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

### 山梨県規則第四十号

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

### 第三条 削除

第二号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の四の表子育て支援課の部九の款中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から17の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県規則第四十一号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「第九条の三第一項」を「第九条の三の三第一項」に改め、同条第十三号中「省令第五条の八第一項」を「法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第八項の規定による届出」に改める。

第七号様式中「第9条の3第11項」を「第9条の3の3第3項」に改める。

第八号様式中「(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)」の規定」

を「の規定」に、

許可の年月日及び 許可番号又は届出 の年月日	許可(届出) 年 月 日 第
------------------------------	-------------------

を

許可の年月日及び 許可番号	年 月 日 第
------------------	---------

号  
に改める。

第九号様式中「(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)」の規定」を「の規定」に、「許可番号又は届出の年月日」を「許可番号」に改める。  
第十三号様式及び第十四号様式を次のように改める。

第13号様式（第3条関係）

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者  
住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者  
の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力		m <sup>3</sup> /日( ) 時間 t/日( ) 時間 m <sup>3</sup> /時間 t/時間
△一般廃棄物 処理施設の 位置、構造 等の設置に 関する計画 に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い 生ずる排ガス 及び排水	量 処理方法（排出 の方法（排出口 の位置、排出先 等を含む。）を 含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※事務処理欄		

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号子に規定する未成年者である場合）

（個人である場合）

（ふりがな） 氏名	住所

（法人である場合）

（ふりがな） 名称	住所

役員（法定代理人が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	役職名・呼称	住所

役員（申請者が法人である場合）

（ふりがな） 氏名	役職名・呼称	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	住所	
	割合		

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 1 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
- 4 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図

第14号様式（第3条関係）

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者  
住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者  
の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項の規定により関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前
		m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間	m <sup>3</sup> /日 ( ) 時間
		t/日 ( ) 時間	t/日 ( ) 時間
		m <sup>3</sup> /時間	m <sup>3</sup> /時間
t/時間	t/時間		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	

## ※事務処理欄

## 備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 1 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- 2 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- 3 当該一般廃棄物処理施設の維持に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 4 処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図



第十八号様式中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に

「産業廃

棄物処理施設の設置の場所

を

「非常災害のために必要な応急措置  
産業廃棄物処理施設の設置の場所

「  
に改める。

」

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第四十二号**

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
山梨県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和三十六年山梨県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

十七 六次産業化農業団地整備事業

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第四十三号**

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
第百九十七条を次のように改める。  
（出納）

**第百九十七条**

雑部金の出納は、収入及び支出の例により処理しなければならない。この場合において、次に掲げるものに係る控除額（控除後直ちに支払うものについては、その金額を除く。）を含む金額を支出しようとするときは、雑部金内訳書（第百二十三号様式の三）を支出命令書に添付しなければならない。

一 所得税

二 県民税及び市町村民税（市町村の条例の規定に基づき、知事又はかい長が特別徴収義務者に指定された場合に限る。）

三 労働保険料、健康保険料及び厚生年金保険料に係る被保険者負担金

四 その他法令により控除を認められたもの

2 前項後段の控除額については、支出命令書の交付及び支払日計表の送付をもつて、雑部金への調定の通知及び納入通知書の発付が併せてなされたものとみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、雑部金の払出しについては、支出負担行為の伺いを省略することができる。

**附則**

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番